

届出の概要

- 1 届出者 清川林業株式会社 代表取締役 清川 紘二
浜松市中区旭町 10 番地の 8 株式会社浜松駅前ビル
- 2 店舗名 (仮称) バロー浜松中野町店 浜松市東区中野町 640 番の一部 外 8 筆
- 3 届出内容 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項に基づく届出 (新設)

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (新設予定年月日 平成 25 年 4 月 9 日)

1, 420 平方メートル

- (2) 施設の配置に関する事項

項目	内容
駐車場の位置及び収容台数	108 台
駐輪場の位置及び収容台数	41 台
荷さばき施設の位置及び面積	96 平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	43.2 立方メートル

※位置については届出書類図面番号 P-4 をご参照ください。

- (3) 施設の運営方法に関する事項

項目	内容
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	9:00 ~ 21:30
来客が駐車場を利用することができる時間帯	8:30 ~ 22:00
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2 箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	6:00 ~ 22:00

※位置については届出書類図面番号 P-4 をご参照ください。

- (4) 届出年月日 平成 24 年 8 月 8 日

4 事前協議の状況（別紙 措置報告書のとおり）

5 届出に係る意見の状況

(1) 住民等の意見

意見なし

(2) 調整会議

意見あり（交通政策課、産業振興課）

交通政策課及び産業振興課より意見を提出し、大規模小売店舗立地法第14条第1項に基づく報告を求めたところ、設置者から下記のとおり考え方が示されている。

【意見①交通政策課】

駐車場内における荷さばき車両の安全対策について

【理由①交通政策課】

荷さばき車両の軌跡が車路及びア出入口において逆走しているため、安全対策を記載すること。

荷さばき車両の軌跡が、車路及びア出入口において逆走しているため、車両軌跡を修正致しました。

【意見②産業振興課】

計画地に予定している看板および表示板の設置位置及び仕様について

【理由②産業振興課】

来退店経路の案内看板、出入口があることを周知するための出入口付近の看板、自動二輪車専用駐車場への誘導看板、騒音防止の表示板等の設置位置及び仕様が不明なため、示すこと。

敷地内のサインプロット図を添付致します。来退店経路の案内看板については、設置予定位置及びデザイン案を添付致します。

別添『サインプロット図』、『(仮称)バロー中野町店 誘導看板設置計画図』参照

【意見③産業振興課】

廃棄物等の運搬・処理業者について

【理由③産業振興課】

未定となっていることから、適切な運搬者及び処理業者を選定していることが確認できないため、記載すること。

店舗開店の1ヶ月程前に業者決定しますので、現段階では未定ですが、市の許可業者の中から選定いたします。

また、大規模小売店舗立地審議会において委員から確認を求められた事項等について、設置者から法第14条第1項に基づく報告がなされた。周辺的生活環境保持に対する必要な対策が取られていることが確認されたため、市意見なしとした。

【報告事項①】

交通誘導看板の設置位置を示すこと。

【理由①】

店舗周辺に設置する交通誘導看板について来客者からの視認性がよく、効率的に来客者を誘導することが可能であるか不明なため。

平成25年5月開店予定であり、まだ誘導看板設置位置は確定しておりませんので、確定次第、ご報告させていただきます。

【報告事項②】

店舗周辺への騒音を抑える対策を示すこと

【理由②】

音予測値において、基準値は満足した結果になっているが、付近に住宅もあり、特に静穏を保持する必要があると思われるため。

住宅地への出店であるため、室外機や騒音値の大きい換気扇は住宅から離れた屋上設置とするよう、計画段階において配慮を行っております。運用面の配慮としては、営業時間は夜間の時間帯にかからない午後9時30分までとしております。また、バローでは通常、夜間の商品搬入を計画しますが、本計画店舗については、周辺住宅への配慮から計画を見合わせております。上記配慮により、騒音予測値は各基準値を満足した結果になっておりますが、開店後に周辺住民の方々から苦情等が発生した場合には、話し合いを持ち、誠意ある対応を行います。